資料７　別　紙

令和６年６月●日

（名称）飯綱町地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

飯綱町では、「生活サービス機能、交通ネットワーク等が確保された小さな拠点を形成し、住み慣れた地域で将来にわたり暮らし続けられる町」を目指している。公共交通の役割は、誰もが、町に整備された生活サービス機能（目的施設）や町外の目的施設にアクセスできるよう、移動手段を担うことである。

本町では、「地域内交通」として芹沢線・国道線、飯綱温泉線、地蔵久保線、堀越線、奈良本線、東柏原線、予約型デマンドワゴン、予約型ナイトワゴン、iバスコネクトを運行している。また、「地域間交通」として、しなの鉄道北しなの線、長電バス牟礼線が運行されている。

一方で、今後、人口の減少がますます進むことにより、利用者の絶対数が減少することが想定されている。このような社会状況の中では、移動サービスの提供者である交通事業者や本町の努力だけでは、運行を維持していくことは難しい。加えて、本町では、高齢化がますます進んでおり、車を運転できなくなっても住み慣れた地域で暮らし続けるための移動手段を確保・維持する重要性は高まり続けている（独自のバスヘルパー制度を導入し、協働で公共交通を乗って残すための努力を続けている）。

このため、地域公共交通確保維持事業により、高齢者の通院・買い物等の移動手段となっている予約型デマンドワゴンを確保・維持していくことが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

① 年間利用者数

人口減少が進む中、利用者数を令和３年度（令和３年４月～令和４年３月）と同程度の維持を目標とする。

年間利用者数　　単位：人

	Ｒ４年度 実績	Ｒ５年度 実績	Ｒ７年度 目標
予約型デマンドワゴン	9,305	8,937	9,000 以上

② 収支（公的負担額）

人口減少が進む中、収支を令和３年度（令和３年４月～令和４年３月）と同程度とすることを目標とする。以下の実績・目標は、飯綱町地域公共交通計画に記載されている公共交通に対する公的負担額のうち、予約型デマンドワゴン分を抜き出したもの。なお、予約型デマンドワゴンは、運行に係る費用総額から運行収入を差し引いた差額分を行政が補助しているため、収支は公的負担額と同額となる。

公共交通に対する公的負担額　　単位：万円

	Ｒ４年度 実績	Ｒ５年度 実績	Ｒ７年度 目標
予約型デマンドワゴン	1,893	1,949	1,700 未満

③１乗車あたりの公的負担額

人口減少が進む中、１乗車あたりの公的負担額を令和３年度（令和３年４月～令和４年３月）と同程度とすることを目標とする。

１乗車あたりの公的負担額　　単位：円/人

	Ｒ４年度 実績	Ｒ５年度 実績	Ｒ７年度 目標
予約型デマンドワゴン	1,909	2,034	1,900 未満

（飯綱町地域公共交通計画　Ｐ28　参照）

（２）事業の効果

予約型デマンドワゴンを維持することにより、町内の高齢者等の通院・買い物等、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域間交通と連携することで、町外の目的施設にもアクセスできるようになる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・予約型デマンドワゴンの運行・改善（飯綱町、交通事業者）
・バスヘルパー制度のさらなる充実、周知（飯綱町）
・老朽化の状況を踏まえた車両の更新（飯綱町、交通事業者）
・IIZUNA であるきバスカード事業の継続・見直し（IC ｶｰﾄﾞ運営委員会、飯綱町）
・免許返納者の運賃割引制度の運用（飯綱町）
・時刻表等の作成・配布、ホームページによる情報提供、デジタルサイネージによる情報発信（飯綱町、交通事業者）
・住民を対象とした日中の利用促進（出前講座、飯綱病院での予約支援等）（飯綱町、飯綱病院）

（飯綱町地域公共交通計画　Ｐ30～37　参照）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表１を添付

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の確保・維持を図る予約型デマンドワゴンについて、その運行に係る費用総額のうち、飯綱町から交通事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

・年間利用者数、収支、1 乗車あたりの公的負担額について、実績値を記録し、目標の達成状況を評価する

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

別　紙

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を添付
11．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
12．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
14．老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
15．貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
16．貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

・令和４年６月 24 日（第１回）　協議会設立
　飯綱町地域公共交通計画の策定趣旨を共有
・令和４年８月 10 日（第２回）　既存計画の評価、利用者調査の内容を検討
・令和４年 11 月 18 日（第３回）　利用者調査の結果報告
　飯綱町地域公共交通計画の骨子案を検討
・令和５年１月 23 日（第４回）　飯綱町地域公共交通計画の素案を検討
・令和５年２月 27 日（第５回）　パブリックコメントの結果の共有
　飯綱町地域公共交通計画の最終案の確認
・令和５年６月 20 日（第６回）　生活交通確保維持改善計画（令和６年度）の承認
・令和６年６月 17 日（第７回）　生活交通確保維持改善計画（令和７年度）の承認

19. 利用者等の意見の反映状況

・地域内交通の利用者に対するアンケート調査を実施し、改善に向けた意見を収集した
・飯綱町地域公共交通計画のパブリックコメントを実施し、意見を募集した
・地域の代表者（区長会、シニアクラブ、障がい者団体、ＰＴＡ、商工会、民生児童委員等）に、法定協議会構成員になっていただき、協議会の場を通じて住民意見の反映に努めた

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2795-1
（所　属）飯綱町役場　企画課企画係
（氏　名）西澤　智恵子
（電　話）026-253-2511
（e-mail）kikaku@town.iizuna.nagano.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。